

## 答 申 書

件 名 「平成22年度の在日本朝鮮人総聯合会に係る施設に関する固定資産税減免についての文書一切」の公文書一部公開通知に対する異議申立て  
(北資税第199号)

### 第1 審査会の結論

異議申立人の公開請求に対応する公文書について、北見市長がした一部公開決定処分は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯、審査会の経過

#### 1 異議申立てに至る経緯

##### (1) 情報公開請求

異議申立人は、平成24年8月11日(同月13日受理)、北見市情報公開条例(以下、「本条例」という。)5条及び6条1項の規定に基づき、北見市長(以下、「実施機関」という。)に対し、請求しようとする公文書の名称を『平成22年度の在日本朝鮮人総聯合会に係る施設に関する固定資産税減免についての文書一切』として、情報公開請求(以下、「本件請求」という。)をした。

##### (2) 公文書一部公開決定

実施機関は、本件請求を受けて対象文書を精査し、平成24年8月24日、「減免申請者の住所、氏名、電話番号、押印の印影、納税通知書番号及び当該固定資産税の課税額、減免税額、差引税額、課税標準額並びに当該家屋にかかる所在地番、床面積、構造、用途」を本条例9条1項1号及び同項2号にいう「個人、法人その他の団体に関する情報のため」に該当するとして非公開とし、その余を公開する一部公開決定をした(以下、「原処分」という。)

そして、実施機関は、原処分を記載した同日付「公文書一部公開決定通知書」を送付する方法により、異議申立人に対し通知した。

##### (3) 異議申立て

異議申立人は、原処分を不服として、平成24年9月3日(同月10日受理)、行政不服審査法の規定に基づき実施機関に対し異議申立てをした(以下、「本件異議申立て」という。)

#### 2 審査会の経過

実施機関は、本件異議申立てについて審査した結果、理由がないものと判断した。そこで、実施機関は、平成24年9月20日、本条例13条1

項に基づき北見市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「当審査会」という。）に諮問した。

当審査会は、平成24年10月22日、本件異議申立てについて審議した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、要旨、実施機関が行った原処分を取り消し、非公開となった部分の公開を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね以下のとおりである。

- (1) 原処分は、公開できない理由を「個人、法人その他の団体に関する情報であるため」とするにとどまり、いかなる理由か不明確であること。
- (2) 当該施設は、公民館として減免されており、「市民等が誰でも利用できる公民館」との趣旨から、所在地番、床面積、構造及び用途を秘匿すべきではないこと。
- (3) 朝鮮総聯施設は、北朝鮮公民に対するパスポート発行業務を行う等北朝鮮国の出先行政機関的性質を有しており、そのような土地建物（以下、建物を「本件建物」といい、所在土地と併せて「本件土地建物」という。）の所在地等の基本情報を秘匿するような運用は不適切であること。
- (4) 税務情報であっても、千里センター事件等のように公的性質を有する施設に関する情報として、公開されている事例もあり、本件土地建物も公的性質に基づき減免されているのであるから、一律公開すべきであること。
- (5) 減免申請者が朝鮮総聯支部自身であったら、朝鮮総聯自体のもつ公的性質に鑑み、それをもって、減免申請者の住所、氏名、電話番号等を公開することに関し情報公開しないことのほうが不自然であること。
- (6) 各地の裁判所等で朝鮮総聯施設に関する減免を違法とする判決が続出しており、本件土地建物の減免に関する決定も違法の疑いが濃いこと。

### 第4 実施機関の主張要旨

#### 1 本件対象文書

実施機関は、本件請求の対象として、下記文書（以下、「本件対象文書」という。）を特定した。

- (1) 平成22年4月26日付け固定資産税・都市計画税減免申請書（以下、「減免申請書」という。）
- (2) 平成21年度会館利用実績報告及び平成22年度会館利用計画書

- (3) 平成22年5月13日付け固定資産税・都市計画税減免伺書（以下、「減免伺書」という。）
- (4) 平成22年5月13日付け固定資産税・都市計画税減免決定通知書（以下、「減免決定通知書」という。）
- (5) 平成22年度当該施設の減免にかかる固定資産税名寄帳兼課税台帳（以下、「名寄帳兼課税台帳」という。）
- (6) 本件建物の面積計算書
- (7) 本件建物の家屋図面

## 2 非公開部分

本件対象文書の非公開部分は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 減免申請書  
「申請者」欄の住所、氏名（以下、「減免申請者」という。）、電話番号及び印影、「申請理由」欄の一部、「所有者」欄の住所及び氏名、「土地」欄の現況地目及び課税標準額、「家屋」欄の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び課税標準額
- (2) 平成21年度会館利用実績報告及び平成22年度会館利用計画書なし（全部公開）。
- (3) 減免伺書  
「可・否の事由」欄の一部、「減免内容」欄の通知書番号、納税義務者住所、氏名、課税税額、減免予定税額及び差引課税額。
- (4) 減免決定通知書  
減免申請者の宛名欄、「決定の理由」欄の一部、「対象物件」欄の所在地、用途、構造、床面積及び課税標準額、下欄の納税通知書番号、納税義務者住所、氏名、当初課税額、減免税額及び差引課税額。
- (5) 名寄帳兼課税台帳  
所有者住所、氏名、通知書番号、土地及び家屋の評価額、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額、課税標準額、算出税額、年税額、期別税額、所在地、登記地目／用途、現況地目／構造、屋根、住宅用地区分／階層、一階床面積、地籍／合計床面積、固定資産税標準額、同軽減・減免税額、同差引税相当額、都市計画税標準額、同軽減・減免税額、同差引税相当額、特例コード、非課税コード、免除・減免コード。
- (6) 本件建物の面積計算書  
事務室・階段室、管理人居室、玄関・トイレ・炊事場、共用按分、集会所の各面積。
- (7) 本件建物の家屋図面  
住所、氏名、面積計算式。

## 3 非公開理由該当性

(1) 減免申請書

申請者の住所、氏名、電話番号、申請者印影及び当該物件の所有者氏名、住所並びに当該物件の家屋に係る所在地番、種類、構造、床面積、課税標準額、土地の現況地目及び課税標準額は、減免申請者の権利、資産状況、所有する資産の資産価値そのものを示す情報である。特に、申請者の印影は当該団体の内部管理に関する情報であり、通常は外部に公表することを予定していないと考えられる。また、本件建物は未登記であり、建物の情報が一般に公にされていないものである。

したがって、本条例9条1項1号及び同項2号アに該当する。

(2) 減免伺書

居住部分の面積は、減免対象外であるため非公開とした。

「減免内容」欄の通知書番号、納税義務者住所、氏名、課税税額、減免予定税額及び差引課税額は、減免申請者の所有する資産の財産価値そのものを示す情報である。特に、通知書番号は固定資産所有者に割り当てた固有の番号であり、通常外部に公表することを予定していない情報であり、当該納税者の内部管理に関する情報でもある。

したがって、本条例9条1項1号及び同項2号アに該当する。

(3) 減免決定通知書

「決定の理由」欄の住居部分は、前記(1)のとおりである。

「対象物件」欄の所在地、用途、構造、床面積、課税標準額は、当該減免に直接関係する情報ではあるものの、当該申請者の所有する資産の財産的価値を示すものである。

したがって、本条例9条1項1号及び同項2号アに該当する。

(4) 名寄帳兼課税台帳、本件建物の面積計算書及び家屋図面

これらは、本件建物に固定資産税を課税するための税務調査により知り得た情報であり、地方税法22条に規定する秘密漏洩に関する罪に抵触する。

したがって、非公開とする。

4 異議申立ての理由に対する実施機関の説明

(1) 第3-2(1)に対する説明

原処分について条例の根拠条項を示しており、その条項には情報公開に係るあらゆる事例や複数の非公開理由が網羅されている訳ではなく、本条例9条1項1号の「個人情報」、同項2号の「法人その他の団体情報」、同項6号の「法令等の規定情報」として、条例上明確にしていることから、一部公開理由として条例の根拠条項のみを示したことが、直ちに理由の不明確さを指摘されるべきものではない。

なお、異議申立人は、公開実施前に異議申立ての提出をおこなっている。

るが、一部公開決定通知書と公開された文書とを比較対照することにより、非公開理由はさらに明らかになると考える。

(2) 第3-2(2)に対する説明

実施機関が当該施設を減免している理由は、減免申請を精査した上で、「減免基準事務取扱い要領」の規程に基づき、当該施設の一部について、減免対象としているものであり、異議申立人が主張するような公民館として減免しているものではない。

(3) 第3-2(3)に対する説明

本件建物において、パスポート発行業務が行われている事実はなく、利用状況報告書にもそのような記載はない。

(4) 第3-2(4)に対する説明

減免税額等の情報は、法人が一部減免を受けている固定資産の評価価値に関する情報であり、一般に公にすることを予定していない。

(5) 第3-2(5)に対する説明

減免申請者は一般法人である。

(6) 第3-2(6)に対する説明

地方税法、北見市条例、減免規定等に基づく減免事由、要件等が消滅した場合には、取消しを行う。

## 第5 審査会の判断

### 1 はじめに

本条例は、公開するのが個人の情報であるのか法人の情報であるのかにより公開の要件に差異を設けている（本条例9条1項1号2号）。

実施機関が作成した平成24年9月20日付け「公文書公開審査諮問書」によれば、減免申請者は法人であることが明らかである。したがって、これを前提に非公開情報該当性を審査する。

また、本件対象文書の中には、一部、非公開部分が黒塗りされたままでは当該非公開部分に如何なる情報が記載されているのか一見して明らかとは言えない箇所がある。そこで、当審査会は実施機関に対し、北見市情報公開・個人情報保護審査会条例7条1項前段に基づき本件対象文書の提示を求めた。

### 2 非公開情報該当性

#### (1) 減免申請書

ア 「申請者」欄の住所、氏名及び電話番号は、当該法人を特定することができる情報である。これらが開示されると、原処分により既に公開されている情報と照らし合わせた際に当該法人が一定の資産を有していることが明らかになる。

したがって、本情報は、「公開することにより、…当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの」に該当し、本条例9条1項2号アにより非公開とするのが相当である。

イ 「申請者」欄の印影は、減免申請者が行政文書を作成するにあたり使用する印鑑に基づく印影である。したがって、一定程度重要な印鑑に基づく印影であると認められる。そうすると、当該印影が公表されることにより、それが偽造されることにより犯罪に用いられる可能性がある。

したがって、本情報は、「公開することにより、…当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの」に該当し、本条例9条1項2号アにより非公開とするのが相当である。

ウ 「申請理由」欄の非公開部分には、減免申請者の名称が記載されている。

かかる情報を非公開とすることが相当であることは、前記アのとおりである。

エ 「所有者」欄の住所及び氏名は、かかる情報を非公開とすることが相当であることは前記アのとおりである。

オ 「土地」欄の現況地目及び課税標準額は、いずれも減免申請者の資産価値そのものを示す情報である。

したがって、本情報は「公開することにより、…当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの」に該当し、本条例9条1項2号アにより非公開とするのが相当である。

カ 「家屋」欄の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び課税標準額は、いずれも減免申請者の資産価値そのものを示す情報である。また、本件建物は未登記であり、建物の情報が一般に公にされているわけではない。

なお、家屋番号欄には数値が記載されている。しかし、本件建物は登記されていないため、当該数値は所在土地の地番であると判断する。

したがって、本情報は「公開することにより、…当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの」に該当し、本条例9条1項2号アにより非公開とするのが相当である。

## (2) 減免伺書

ア 「可・否の事由」欄の非公開部分には、本件土地建物のうち居住部分の面積が記載されている。

実施機関は、減免申請者に対し、本件土地建物のうち公共性を有する部分については税を減免しているが、公共性を有しない居住部分については税を減免していない。そうすると、当該居住部分について

は実施機関の説明責任は関係がなく、純粋に減免申請者の資産である。

したがって、本情報は「公開することにより、…当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの」に該当し、本条例9条1項2号アにより非公開とするのが相当である。

イ 「減免内容」欄の通知書番号は、不動産を所有する個人及び法人に対して機械的に割り振られた番号である。通知書番号は、通常、納税義務者本人しか知り得ない情報であり、問合せや申請において通知書番号を知っていることをもって本人確認をする機能を有している。したがって、これを公にすると、特定の個人又は法人を識別することができる。また、第三者に冒用されてしまうことで、当該個人又は法人の資産に関する情報が漏洩してしまう可能性もある。

したがって、本情報は「公開することにより、…当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの」に該当し、本条例9条1項2号アにより非公開とするのが相当である。

ウ 「減免内容」欄の納税義務者住所、氏名は、かかる情報を非公開とすることが相当であることは前記(1)アのとおりである。

エ 「減免内容」欄の課税税額、減免予定税額及び差引課税額は、いずれも減免申請者の資産価値そのものを示す情報である。また、本件建物は未登記であり、建物の情報が一般に公にされているわけではない。

したがって、本情報は「公開することにより、…当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの」に該当し、本条例9条1項2号アにより非公開とするのが相当である。

### (3) 減免決定通知書

ア 減免通知書の左上の宛名欄には、減免申請者の氏名が記載されている。

かかる情報を非公開とすることが相当であることは、前記(1)アのとおりである。

イ 「決定の理由」欄の非公開部分には、本件土地建物のうち居住部分の面積が記載されている。

かかる情報を非公開とすることが相当であることは、前記(2)アのとおりである。

ウ 「対象物件」欄の所在地、用途、構造、床面積及び課税標準額は、いずれも減免申請者の資産価値そのものを示す情報である。また、本件建物は未登記であり、建物の情報が一般に公にされているわけではない。

したがって、本情報は「公開することにより、…当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの」に該当し、本条例9条

1 項 2 号アにより非公開とするのが相当である。

エ 下欄の納税通知書番号は、かかる情報を非公開とすることが相当であることは、前記(2)イのとおりである。

オ 下欄の納税義務者住所及び氏名は、かかる情報を非公開とすることが相当であることは前記(1)アのとおりである。

カ 下欄の当初課税額、減免税額及び差引課税額は、かかる情報を非公開とすることが相当であることは前記(2)エのとおりである。

(4) 名寄帳兼課税台帳、本件建物の面積計算書及び家屋図面

ア 地方税法 22 条の「秘密」に該当する情報を公開することは、同条の「秘密を漏ら」す行為に該当すると考える。したがって、同条は本条例 9 条 1 項 6 号の「法令等の規定」に、地方税法 22 条の秘密に該当する情報は「明らかに公開することができないと認められる情報」に、それぞれ該当すると考える。そうすると、本件対象文書に記載されている情報が地方税法 22 条の「秘密」に該当する場合は、本条例 9 条 1 項 6 号に該当することになる。

地方税法 22 条にいう「秘密」とは、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が、地方税に関する調査事務の過程で知り得た私人の情報のうち、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものをいうと考える。

イ かかる視点から見ると、名寄帳兼課税台帳、本件建物の面積計算書及び家屋図面に記載されている情報は、いずれも北見市総務部資産税課職員が税務調査を行って把握したものである。

また、いずれの情報も法人の内部情報であり一般に知られていない事実であると認められるため、減免申請者が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると考える。

したがって、名寄帳兼課税台帳、本件建物の面積計算書及び家屋図面に記載された情報は、いずれも地方税法 22 条の「秘密」に該当すると考える。

ウ したがって、本情報は「法令等の規定により、…明らかに公開することができないと認められる情報」に該当し、本条例 9 条 1 項 6 号により非公開とするのが相当である。

3 異議申立人の主張について

(1) 第 3-2(1)について

異議申立人は、実施機関が一部非公開とした情報について、非公開とする理由が不明確であると主張する。

本条例には、理由の提示についての規定は存しない。しかし、市政に



ついでに市民に対する説明責任という観点からすれば（本条例1条）、情報公開請求に対して全部又は一部の非公開処分をする際には理由を付することが望ましい。

実施機関は、原処分において、「公開しない理由」を「北見市情報公開条例第9条第1号、第2号に該当」し、「個人、法人その他の団体に関する情報のため」とする。

本条例9条1項1号及び同項2号は、非公開情報を定めている。その内容は多岐にわたり、各号に該当するというだけでは非公開とされた理由が一見して明らかになるとは言えないし、予想することも困難である（そもそも、1号と2号とでは非開示の要件が全く異なっている）。

したがって、実施機関が原処分に際して記載した前記理由は、必ずしも適切なものであったということとはできない。

しかし、かかる不適切さは原処分の結論に影響を与えるものではない。

(2) 第3-2(2)について

異議申立人が開示を請求している情報について非公開とするのが妥当であることは、前記のとおりである。

(3) 第3-2(3)について

原処分により全部開示された平成21年度会館利用実績報告を見ても、本件建物がパスポート発行業務を行う等の行政機関的性質を有していることを伺わせる事情は存しない。また、異議申立人は、かかる事情を伺わせるような主張も立証も一切していない。そうすると、当審査会においてはかかる事実を認めることはできない。

したがって、異議申立人の主張は前提を欠く。

(4) 第3-2(4)について

まず、減免申請者は在日本朝鮮人総联合会ではない。

その上で、異議申立人がいう千里センター事件とは、大阪地方裁判所平成12年（行ウ）第19号同13年3月8日第7民事部判決及び大阪高等裁判所平成13年（行コ）第23号同年11月27日第12民事部判決のことであると思われる。

しかし、同判決においては、大阪府が100パーセント出資している財団法人が所有する不動産にかかる名寄帳兼課税台帳等の公開が問題となっているところ、本件における減免申請者と在日本朝鮮人総联合会との関係が当審査会には明らかではない。したがって、同判決と本件とは事案が異なるというほかない。

(5) 第3-2(5)について

減免申請者は在日本朝鮮人総联合会ではない。そして、前記(4)のとおり、当審査会には両者の関係が明らかではない。

したがって、異議申立人の主張は前提を欠く。

(6) 第3-2(6)について

異議申立人は、原処分についての違法事由を具体的に主張しないし、当審査会においてもこれを確認することができない。

したがって、前記各判断に影響を与えるものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、第1のとおり答申する。

以上